

淡路市立サンシャインホール

指定管理者募集要項

令和7年8月

淡路市教育委員会

淡路市立サンシャインホールの指定管理者の募集要項

淡路市教育委員会

(令和7年8月)

1	目的	1
2	対象施設の概要	1
3	対象施設の役割	1
4	年度別の施設の利用状況及び収支	2
5	管理の基準等	3
6	指定管理者が行う業務の範囲	4
7	指定管理者が管理する期間	5
8	応募の方法	5
9	応募書類の著作権等	7
10	応募の資格等	7
11	事業収支に関する事項	9
12	審議会の設置	11
13	選定の方式	11
14	選定基準	11
15	審査結果の通知	12
16	協定の締結	12
17	協定の内容と責任分担	12
18	指定の取り消し	14
19	留意事項	14

淡路市立サンシャインホールの指定管理者の募集要項

淡路市教育委員会

1 目的

このたび、淡路市立サンシャインホール（以下「ホール」という。）及び淡路市立しづかホールの管理について、同一の事業者による指定管理者制度を導入するに当たって、淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年淡路市条例第19号）及び淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第290号。以下「文化ホール条例」という。）の趣旨に基づいて、住民サービスの向上、経費の削減及び業務の効率化を目指すことができる団体を募集することとします。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

ア 名称 淡路市立サンシャインホール

イ 所在地 淡路市浦148番地1

(2) 建物概要

竣工時期 平成9年6月

構造 鉄筋コンクリート2階建て

敷地面積 6,055.93㎡

建物面積 2,542.73㎡

延床面積 3,659.56㎡

客席数 220席

施設概要 1階 ホール 318㎡ 楽屋 15㎡ 事務所 45㎡
応接室 22㎡ 図書館 746㎡ 談話室 34㎡
2階 ギャラリー 105㎡ 研修室 43㎡
和室 4.5畳 茶室 8畳

※ 図書館とは、ホールに併設する淡路市立図書館設置条例（平成17年淡路市条例第230号）に規定する東浦図書館を言います。

3 対象施設の役割

ホールは、行政と住民が協力して自主事業を開催することで、地域住民が優れた文化・芸術

に親しむ機会を設けると共に、住民のまちづくりへの主体的な参画を促進する場所です。また、様々な地域住民が触れ合う交流の場となることで、地域づくりにつながる拠点となるとともに、新たな文化の創造につながるきっかけづくりの場でもあります。

- (1) 市民の利用促進を図り、ホールの設備等を最大限に活用するため、オペレーター及びボランティアグループを育成しています。
- (2) 市民の手作りによる公演等を促進しています。
- (3) 施設の持つ音響・照明設備等を駆使し、市民（団体ほか）の発表会等を支えています。
- (4) 優れた舞台芸術を提供します。
- (5) 市民の企画集団である「サンシャインホール創造委員会」と自主事業の企画・運営について十分に連携を図っています。
- (6) 施設に併設されている図書館と連携を図り、市民の利用促進を図ります。
- (7) 談話室には、障害者の就労支援を目的とした喫茶コーナーを併設しており、市民との交流の場として活用しています。

4 年度別の施設の利用状況及び収支

(1) 利用者の状況 (単位：人)

	ホール 利用日数	練習室 利用日数	ギャラリー 利用日数	研修室 利用日数	和室 利用日数	利用者数 合計
令和4年度	72	66	74	145	76	9,121
令和5年度	87	68	83	144	73	11,783
令和6年度	69	30	74	137	80	10,629

(2) 年度別の決算状況 (単位：円・税込み)

	令和4年度決算		令和5年度決算		令和6年度決算	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出
一般管理	指定管理料	人件費	指定管理料	人件費	指定管理料	人件費
	22,700,000	10,242,147	23,000,000	11,047,788	22,700,000	12,189,510
	施設利用料	その他人件費	施設利用料	その他人件費	施設利用料	その他人件費

	2,451,460	1,702,600	3,462,610	3,171,000	2,120,000	1,044,000
その他		役務費	その他	役務費	その他	役務費
	404,028	263,855	158,293	257,988	153,021	177,548
自主事業収入		委託費	自主事業収入	委託費	自主事業収入	委託費
	288,506	4,508,740	462,000	4,703,232	450,500	4,740,973
人件費収入		光熱水費	人件費収入	光熱水費	人件費収入	光熱水費
	1,119,900	8,129,336	1,832,800	7,794,435	1,323,520	6,926,713
図書館受託費		事業費	図書館受託費	事業費	図書館受託費	事業費
	2,656,800	1,546,005	2,656,800	2,156,765	2,670,960	1,526,915
創造委員会収入		消耗品費	創造委員会収入	消耗品費	創造委員会収入	消耗品費
	105,300	447,210	445,640	450,291	272,900	335,071
		修繕費		修繕費		修繕費
		93,500		152,020		234,410
		施設管理費		施設管理費		施設管理費
		2,200,000		2,200,000		2,200,000
		一般管理費		一般管理費		一般管理費
		237,965		43,529		310,833
合計	29,725,994	29,371,358	32,018,143	31,977,048	29,690,901	29,685,973

5 管理の基準等

(1) 休館日及び開館時間

ア 休館日 毎週木曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び12月28日から翌年の1月4日まで。

イ 開館時間 午前10時から午後6時30分まで

(ただし、夜間の利用がある場合は、午後10時までとします。)

ウ 休館日及び開館時間の変更 設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない理由があるときは、淡路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、休館日又は開館時間を変更することができます。また、指定管理者の事業の実施など、施設の有効活用を図るに当たり必要があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その休館日又は開館時間を変更することができます。

(2) 利用の許可

文化ホール条例及び淡路市立文化ホール管理規則（平成18年淡路市教育委員会規則第2号。以下「条例等」という。）の規定に基づき、指定管理者は、施設を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を行います。

(3) 許可の制限等

ア 利用者が、次に掲げる事項に該当するときは、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止すること等の制限をすることができます。

(ア) 条例等に違反し、又はこれに基づく規定若しくは指示に従わないとき。

(イ) 利用の許可の条件に違反したとき。

(ウ) 危険な行為をするとき。

(エ) その他管理上必要があると認めるとき。

イ 次に掲げる事項に該当するときは、ホールへの入館を拒否し、又は退館させることができます。

(ア) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(イ) ホールの管理上支障があるとき。

6 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設、付属設備等の維持管理に関する業務

(2) 施設を拠点とした芸術文化の向上の促進及び地域の活性化に関する業務

(3) 施設の利用の許可に関する業務

(4) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関する業務

(5) 施設の利用を促進するために必要な業務

(6) 各種報告に関する業務

(7) 施設に関連する市民団体の育成

(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

なお、ホール自主事業の推進業務については、指定管理者と執行方法や費用の確保について、別途に協議を行います。

7 指定管理者が管理する期間（指定期間）

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）までの5年間

8 応募の方法

(1) 募集要項及び応募申請書等の配布期間

ア 配布期間 令和7年8月18日（月）から同年9月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

淡路市教育委員会事務局教育部社会教育課

TEL 0799-64-2520（直通）

0799-64-0001（代表）

FAX 0799-64-2566

電子メールアドレス awaji_shakai@city.awaji.lg.jp

ホームページURL <http://www.city.awaji.lg.jp/>

※ 申請書の様式は、淡路市ホームページからダウンロードをすることができます。

(2) 現場説明会の開催【様式第20号】

ア 日時 令和7年8月27日（水）午後2時から

イ 場所 淡路市立サンシャインホール

ウ 参加者 1団体2名以内とします。

なお、参加される場合は、令和7年8月25日（月）午後5時までに、現場説明会参加申込書を郵送、持参又はファクシミリで淡路市教育委員会事務局教育部社会教育課へ提出してください。

エ その他 その他、現場説明会の際には、職員の指示に従っていただきますよう、お願いします。

※ 感染症対策等により、現場説明会について変更となる場合は参加申込者に対し、郵送、

ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で連絡します。

(3) 募集要項及び現場説明等に対する質問の受付先【様式第21号】

ア 受付期間 令和7年9月1日(月)午後5時まで(休日を除く。)

イ 受付方法 郵送、持参又はファクシミリで、淡路市教育委員会事務局教育部社会教育課まで

※ 募集要項及び現場説明等以外の質問及び意見については、回答をしません。

(4) 募集要項及び現場説明等に対する質問の回答

ア 回答期日 令和7年9月5日(金)

イ 回答方法 全ての現場説明会参加者に郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で同一の回答を行います。

(5) 応募書類の提出

ア 受付期間 令和7年9月8日(月)から同月19日(金)まで(休日を除く。)

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 淡路市教育委員会事務局 教育部 社会教育課

エ 提出方法 受付期間内に必要書類を上記に定める場所に持参(郵送の場合は、期間内に必着のこと。)してください。電子メール、ファクシミリ等による提出及び提出期限を過ぎたものは受け付けません。また、原則として、提出後の内容変更はすることができません。

オ 提出部数 正本1部、副本10部(副本は複写可)

※ 必要な書類が全てそろっていない場合は、受理することができないので、留意してください。

(6) 提出書類

提出書類は、全てA4サイズとします(様式ごとにインデックスを添付してください。)

ア 指定管理者指定申請書【様式第1号】

イ 団体の概要【様式第2号】

ウ グループ事業体構成員届出書【様式第3号】

※ グループ事業体とは、複数の団体により構成された事業体をいいます。以下同じ。

エ 施設の管理運営に関する基本的な考え方【様式第4号～6号】

オ 管理運営体制【様式第7号～10号】

カ 管理運営計画【様式第11号～13号】

- キ 維持管理計画【様式第14号～16号】
- ク その他審査項目以外で特にPRできる事項【様式第17号】
- ケ 収支予算書総括表（5か年分）【様式第18号】
- コ 収支予算書詳細（年度別）【様式第19号】
- サ 定款、寄附行為又はこれに準ずる書類
- シ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画又はこれに類する書類及び過去2年間の事業報告書
- ス 法人の場合
 - (ア) 法人の登記事項証明書（その他の団体にあつては、これに準ずる書類）
 - (イ) 最近3年間の下記書類
 - a 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書
 - b 貸借対照表及び損益計算書
 - c 市税に未納がないことの証明書（全税目の納税証明書）

※ ただし、指定申請の日の属する年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とします。
- セ 企業又は団体の概要（経歴、業務内容、役員名簿及び履歴書）が分かる書類。外部向けパンフレットでも可とします。
- ソ グループ事業体による応募の場合は、全ての構成団体分も提出しなければならないこととします。

9 応募書類の著作権等

- (1) 応募書類の著作権は、指定管理者の決定があるまでの間は、応募者に帰属するものとします。ただし、市は、指定管理者の選定の公表等、必要な場合は応募書類の内容を無償で使用するものとします。
- (2) 指定管理者に選定された応募者の応募書類の著作権は、市に帰属します。ただし、指定管理者に選定されなかった応募者の応募書類は、応募者に帰属するものとします。
- (3) 応募書類は、いかなる理由を問わず、返却しないものとします。

10 応募の資格等

- (1) 応募者の資格

ア 指定期間中において、安全かつ円滑に施設を管理運営可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）若しくはグループ事業体であって、個人の応募はできないものとします。

イ グループ事業体で応募する場合は、必ず代表企業又は団体を定め、協定の締結に当たってはグループ事業体の構成員全てと行うものとします。協定締結後の管理等に係る協議は、代表企業又は団体と行いますが、協定に関する責任は、グループ事業体の構成員全てが負うものとします。

ウ 次に掲げる団体は、応募することができません。

（ア） 市議会議員が代表者その他の役員である団体

（イ） 市長又は副市長若しくは教育長が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除く。）

（ウ） 教育委員会の委員が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体を除く。）

（2） 欠格事項

法人等の団体及びその代表者が、次に掲げる者に該当しないこととします。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含みます。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者

カ 市県民税、固定資産税、自動車税及び国民健康保険税などの地方税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税などの国税を滞納している者

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

（3） 複数応募の禁止

ア 単独で応募した法人等は、グループ事業体による応募の構成員にはなれません。

イ 応募したグループ事業体の構成員は、同時に他のグループ事業体の構成員にはなれません。

(4) グループ事業体応募の構成員の変更

グループ事業体に応募する場合において、代表企業・団体及び構成員の変更は、原則として認めないものとします。ただし、構成員については、業務遂行上支障がないと教育委員会が判断した場合に限り、変更を認めることができます。この場合において、必要に応じて書類の再提出を求めるものとします。

(5) 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

ア 選定審査に関する照会、要求等を申し入れた場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ この募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

エ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

オ 別に定める淡路市立しづかホール指定管理者募集要項における指定管理者の応募がない場合

カ 指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えた提案額であった場合

キ アからカまでに掲げるもののほか、不正行為があった場合

1 1 事業収支に関する事項

(1) 指定管理経費

ア 市は、当該施設の維持管理運営に要する経費から同施設運営収入を減じた額として提案された金額の範囲において、指定管理経費を支払います。

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

指定管理経費（1）＝ 維持管理運営経費（3）－ 施設運営収入（2）

イ 指定管理経費は、委託料として会計年度ごとに支払います。

なお、支払時期、金額、方法等については、協定書により定めるものとします。

ウ 指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとします。

令和 8 年度 27,000 千円

令和 9年度 27,000千円

令和10年度 27,000千円

令和11年度 27,000千円

令和12年度 27,000千円

(2) 施設運営収入

ア 条例等の別表に定める使用料の額の範囲において、市長の承認を得て、定める額の利用料金

※ なお、条例等の改正により別表に定める使用料の額を変更する場合がありますので、御注意ください。

イ 入場料等による売上金

(3) 維持管理運営経費

指定管理者が行わなければならない維持管理運営業務に係る人件費、消耗品費、一定の施設修繕費、光熱水費、保険料、備品購入費、設備の保守点検、敷地内の清掃、雑草の除去、樹木の剪定などを外部委託した場合の委託費及びその他維持管理運営に係る全ての経費等が含まれているものとします。

※ 指定管理経費（1）は、応募者が提案した額を採用することとし、指定管理経費が提案した額より上回る場合が生じたとしても、市がその経費の補填をしないこととします。

<指定管理者の収入と支出>

収入	(1) 指定管理経費	・市からの指定管理経費
	(2) 施設運営収入	・利用料金収入 ・入場料等の売上金
支出	(3) 維持管理運営経費	・人件費 ・消耗品費 ・修繕費 ・備品購入費 ・光熱水費 ・役務費（保険料・通信運搬費等） ・委託料（警備業務や清掃業務を外部委託した場合） ・各種使用料 ・一般管理費 ・その他経費等

1 2 審議会の設置

淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、淡路市教育委員会指定管理者候補者選定・評価審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

1 3 選定の方式

審議会において、選定基準に基づき審査を行い、候補者を選定するものとします。

なお、必要に応じて、審査に当たってヒアリング等を行います。

1 4 選定基準

淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に規定する選定基準を基本として、審査し選定するものとします。ただし、審査の結果、応募者全てが管理者としての適性が見込まれないため、候補者を選定しない場合もあります。

[個別審査項目]

審査の基準	個別審査項目
施設の運営が利用者の平等利用及びサービスの向上を確保することができるものであること。	<ul style="list-style-type: none">・利用者に対する理念及び基本方針・公の施設の公共性及び公平性の考え方・個人情報保護・情報公開の推進・社会的弱者への配慮・利用者意思の反映・利用者の利便性の向上
施設の効用が最大限に発揮できるとともに、効果的かつ効率的な管理が図れること。	<ul style="list-style-type: none">・管理運営計画・経費削減の考え方及び妥当性・自主事業計画及び収支計画・広報・利用促進計画及び収支計画・休館日、開館時間等の考え方・この事業を向上させる計画

<p>施設を適正に管理するに当たり、十分な能力を有するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理運営の基本的な考え方 ・団体の構成及び経営状況 ・人員配置及び職員研修 ・地域貢献に対する考え方 ・地域雇用の創出（市内雇用） ・施設の維持管理計画 ・感染症（新型コロナウイルス等）拡大防止対策 ・安全対策、緊急時対策及びトラブル対応 ・賠償能力（賠償等の対応手段） ・環境（ISO14001等）への配慮 ・総合性（企画熱意、意欲等）
---	--

15 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和7年10月下旬に全ての応募者に対して通知します。
- (2) 審査及び選定結果に対する質問又は異議については、一切受け付けません。

16 協定の締結

審議会の結果を基に、市は、指定管理者（候補者）と協議を行い、協議成立後、仮協定を締結するものとし、その後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定に係る議案を議会に提案し、議会の議決を経た後に教育委員会が指定管理者として指定し、本協定を締結するものとします。

17 協定の内容と責任分担

- (1) 協定の内容
 - ア 指定期間に関する事項
 - イ 事業計画に関する事項
 - ウ 利用料金に関する事項
 - エ 事業報告及び業務報告に関する事項
 - オ 市が支払うべき指定管理経費に関する事項
 - カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
ク アからキまでに掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために教育委員会が必要と認める事項

(2) 指定管理者と市の責任分担

指定管理者と市の責任分担の基本的な考えは、次の表のとおりとします。

項目	内容	指定管理者	淡路市
法令等の変更	施設に直接関係する法令等の変更		○
広報	施設の事業等の広報	○ 市広報以外	
物品管理	施設備品及び物品の管理	○	
不可抗力	天災暴動等による履行不能		○
苦情対応	不適切な管理運営による苦情等	○	
施設の整備・修繕	1件20万円未満の修繕	○	
災害復旧	施設の本格的復旧		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減収	指定管理者の責めに帰すべき理由による場合	○	
	上記以外（ただし、管理経費を減額する場合がある。）		○
減免による利用料金収入の減少	条例等による減免対象者が拡大された場合		○
	上記以外	○	
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大	○	
	市側の要因による運営費用の増大		○
包括的管理責任	管理上の瑕疵を除く。		○
事故対応	管理運営による事故	○	

※ 市が想定する責任分担は、上記のとおりです。指定管理者は、管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、リストに応じた賠償保険等に参加する必要があります。

18 指定の取り消し

淡路市及び淡路市教育委員会は、淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年淡路市条例第19号）第9条の規定により、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定期間の途中であっても、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

19 留意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者が負担するものとします。
- (2) 原則として、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 市又は教育委員会が主催、共催、後援その他の形態でこの施設を利用する場合は、協力しなければなりません。
- (4) 指定管理者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者において、その損害を賠償しなければなりません。
- (5) 審議会の委員、市職員その他本件関係者に対し、本件提案についての接触をしてはけません。
- (6) 包括的な業務の再委託は、認めません。ただし、個別の業務については、市と事前に協議し、認められたものは、再委託できるものとします。
- (7) 応募書類は、淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）に基づく公開請求の対象となる公文書となります。また、審査内容の概要についても、同様とします。
- (8) 管理業務の実施に当たっては、市の環境施策を尊重し、省エネルギー、リサイクルなど環境への負荷の低減に努めなければなりません。
- (9) 指定管理者は、令和8年4月1日（木）から現在の利用者に対し混乱を招くことなく施設の管理運営を実施することとします。
- (10) お問い合わせ先

〒656-2292

兵庫県淡路市生穂新島8番地

淡路市教育委員会事務局教育部社会教育課

電話 0799-64-2520（直通）

FAX 0799-64-2566